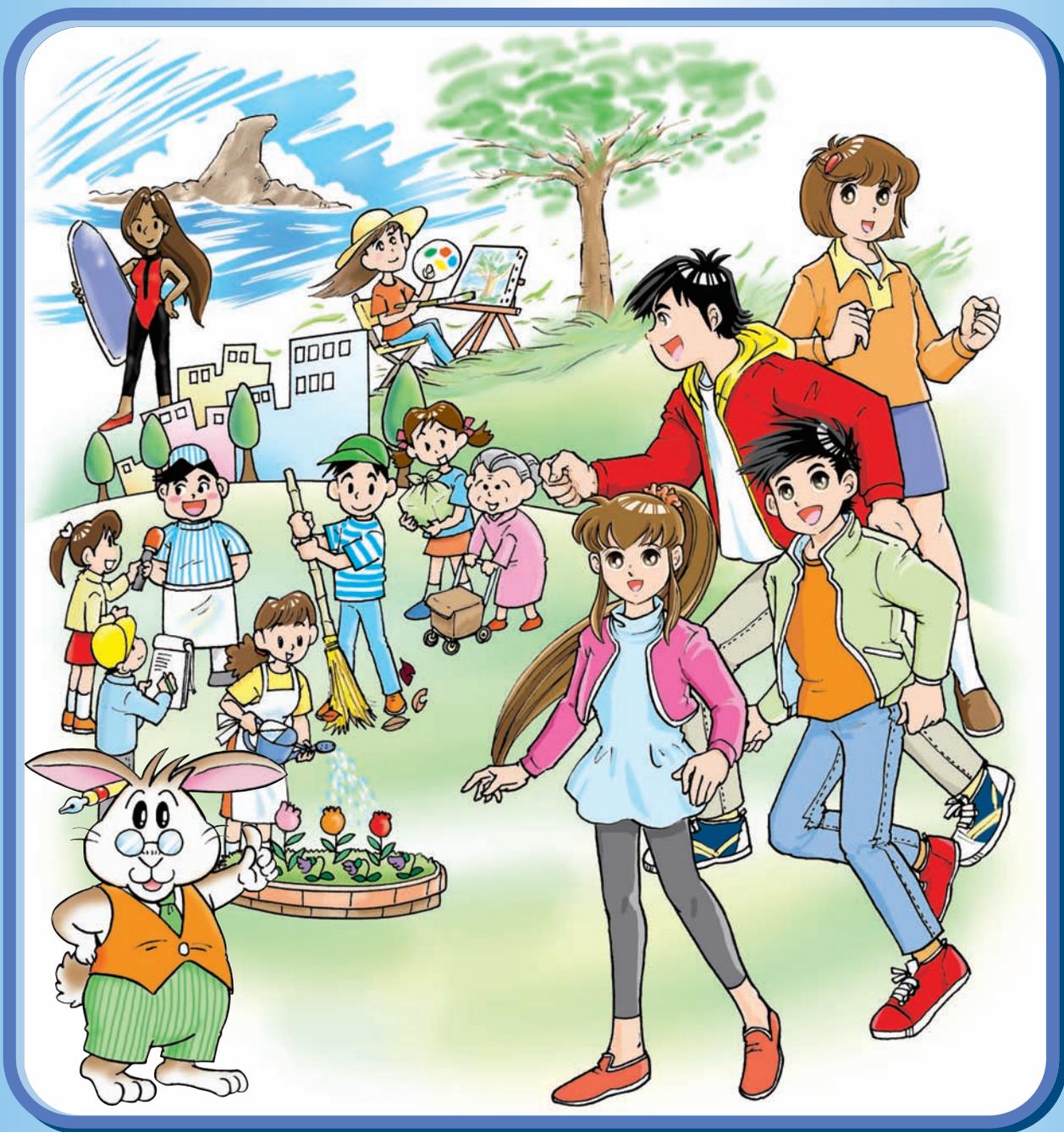


ちから  
みんなの力は まちの宝物  
たからもの

ちがさき  
はじめよう 茅ヶ崎のまちづくり

こ ばん ちがさきし じちきほんじょうれい てび  
～子ども版 茅ヶ崎市自治基本条例の手引き～

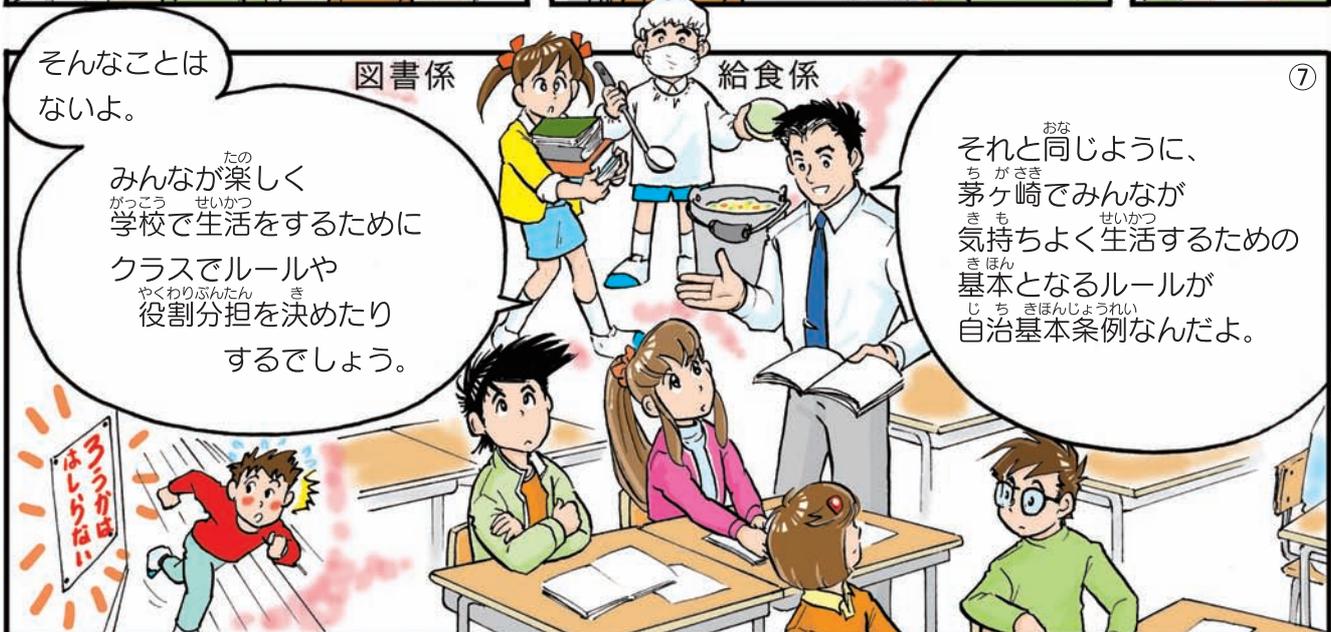


へいせい ねん がつ ちがさきし  
平成26年 3月 茅ヶ崎市

# ちがさき 茅ヶ崎のまちづくりのルール 自治基本条例を知ろう!

しょうがっこう ねん くみ きょうしつ  
ここはある小学校の6年1組の教室です。

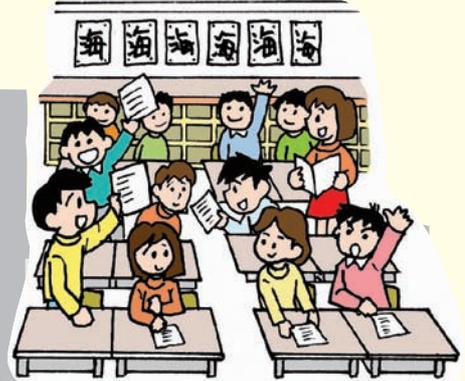
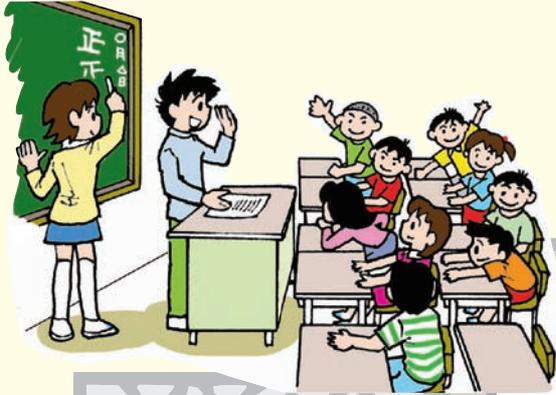
しゃかい か じかん す かんが  
社会科の時間に、みんなが住むまち「ちがさき」について考えてみました。





# がっこう 学校では

みんなで考えて  
意見を出します。



みんなでいろいろな役割を決めて、  
協力しながら準備します。



クイズ大会の  
開催



ちがさきし  
茅ヶ崎市では

し 民  
市 民



じちきほんじょうれい  
自治基本条例

みんなで話して意見を  
出し合い、協力してまちを  
良くするためのルール

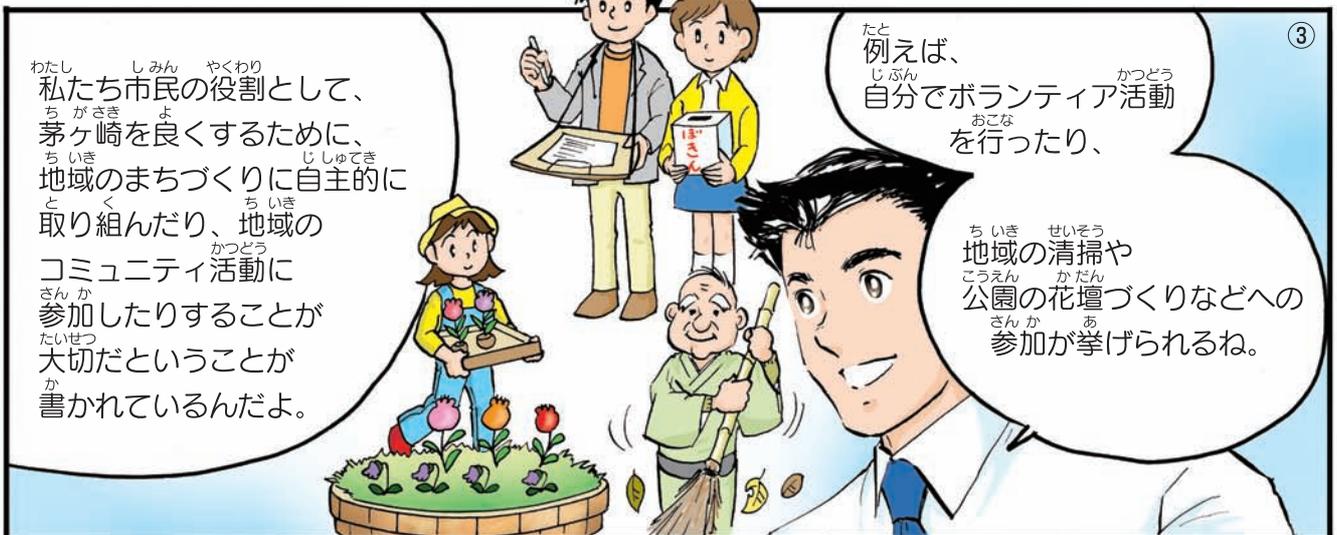
ぎ かい  
議 会



しちょう しょくいん  
市長・職員



# 自治基本条例には 何が書かれているの？





「市民」は、  
茅ヶ崎に住んでいる人  
のほかに、  
茅ヶ崎で働いている人や  
学校に通っている人、  
茅ヶ崎を良くする活動を  
行っている団体なども  
含まれているんだよ。

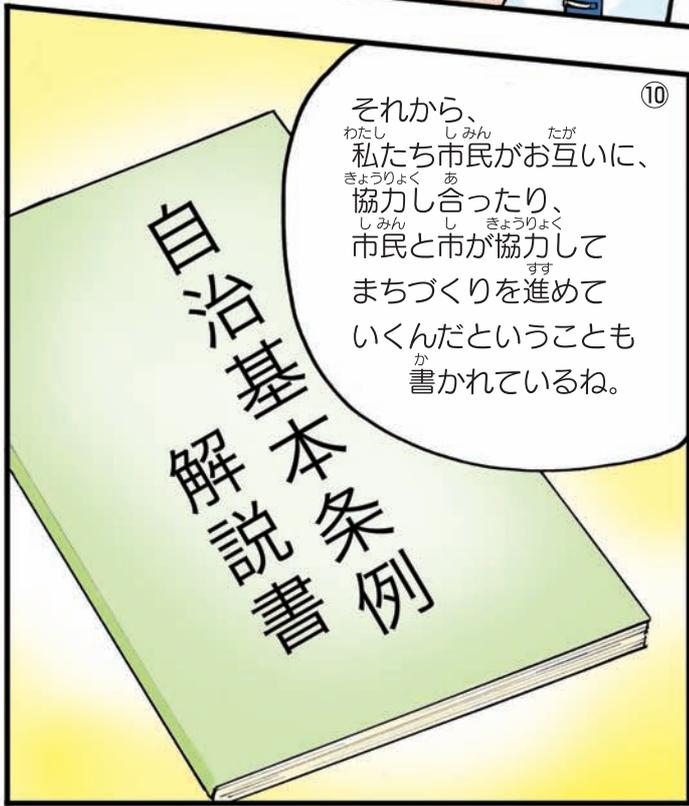


いろいろな人たちが  
みんなで協力して、  
茅ヶ崎を良くしていこう  
ということね。

先生  
条例に  
書かれている  
「まちづくりの  
大切なこと」って  
どんなこと？



みんながまちづくりに  
参加できるということや、  
参加するときに必要な情報を  
みんなが持つということが  
書かれているんだよ。



それから、  
私たち市民がお互いに、  
協力し合ったり、  
市民と市が協力して  
まちづくりを進めて  
いくんだということも  
書かれているね。



みんなで  
茅ヶ崎のことを  
理解した上で、  
まちづくりに参加して  
協力し合うための  
ルールだね。

一言で言うと、  
そういうことだね。

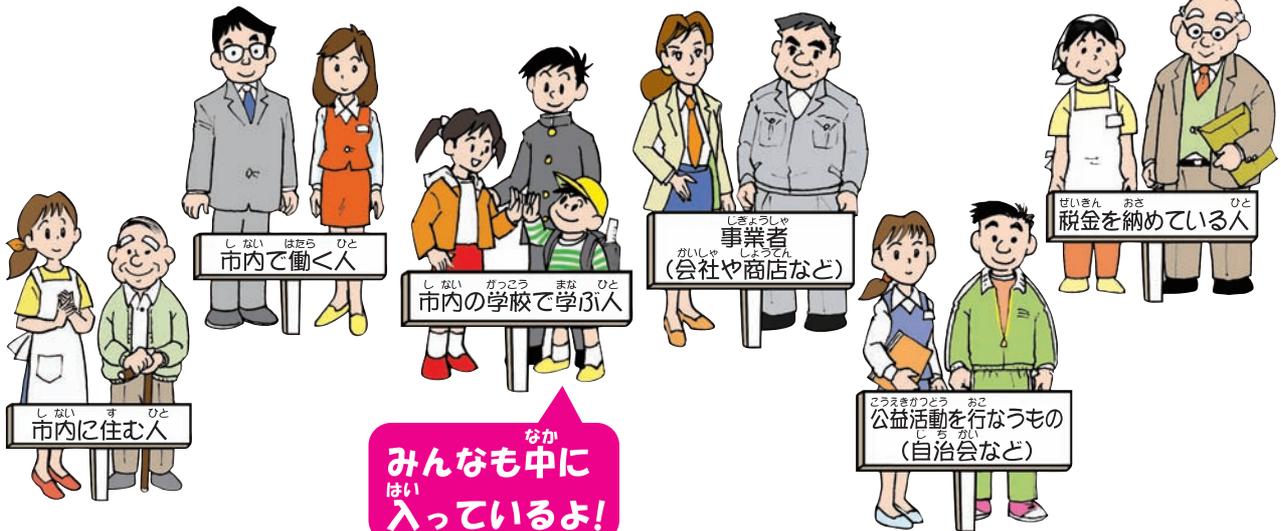


うさぎ博士

まちづくりをするときは、「市民がまちづくりに参加すること」、「参  
加してまちづくりを進めるときはみんなが同じ情報を持つこと」、「市民  
がお互いに協力し合ったり、市民と市が協力してまちづくりを進めること」  
が大切なんだということが、自治基本条例には書かれておるんじゃ。  
そして、市民がお互いに協力し合ったり、市民と市が協力してまちづく  
りをするを「協働」というんじゃよ。

# 自治基本条例に書かれていること

## 「市民」ってだれのこと？



### 市民の役割

市民はまちづくりの主体だから…

- ◎まちづくりへの参加
- ボランティア活動などをする
  - コミュニティの活動に参加
  - 市の活動に参加



- ◎一緒にまちづくり
- 他の市民と協力
  - 市と協力



### 市の役割

#### 議会

- 開かれた議会にします。
- 条例をつくったり、市長や職員の仕事のチェックをします。
- 議会の情報を提供します。

#### 市長・職員

- まちづくりのための情報を提供します。
- 市民が参加できる体制を整えます。
- 市民の活動を支援します。



～大切なこと～

- 市民が参加すること
- 同じ情報を持つこと
- お互いに協力すること

# わたし なに ぼくたち、私たちは何ができるの？



うさぎ博士



安心して暮らすことができるまちをつくっていくために、みんなで知恵を出し合って、みんなの力で解決していくことが大切なんじゃよ。



## 茅ヶ崎市自治基本条例 前文

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

\* 前文：条例を作ったもととなる考えや基本となる決まりなどを述べた文章のこと。

\* 先人：昔の人

\* 地方分権：国に集中している権限や仕事を県や市町村に移すこと。

\* 少子高齢社会：年少人口（0～14歳）が少なく、高齢者人口（65歳以上）が占める割合が大きい社会

\* 社会構造：人々の関わりや社会の仕組みのこと。

\* 地域力：地域の課題の解決や地域の魅力を高めるために、地域の人たちがお互いに協力する力のこと。

\* 責務：責任と義務

## 子ども版 茅ヶ崎市自治基本条例の手引き

平成26年（2014年）3月発行 11,000部作成

発行 茅ヶ崎市 総務部 行政総務課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 ファックス 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>